

令和4年度第4回木更津市公平委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和5年3月30日(木)
- 2 場 所 木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室
- 3 出席者 〔委員〕 渡邊委員長、川名委員、露崎委員
〔事務局〕 曾田書記長、鈴木書記、高梨書記
〔職員課〕 廣橋課長補佐、高橋係長

4 議 題

- (1) 「木更津市公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則」の制定について
- (2) 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 「木更津市職員の苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (4) 市長と木更津市公平委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について
- (5) 令和4年度事業報告について
- (6) 令和5年度事業計画について

5 概 要

(1) 議事

(曾田書記長)

ただ今から、令和4年度第4回木更津市公平委員会会議を開催いたします。

開催にあたりまして、委員長からご挨拶をいただき、公平委員会規則に基づき、委員長の進行で議事を進めてまいりたいと存じます。

それでは、委員長よろしく願いいたします。

(委員長)

皆様、こんにちは。

本日は、ご多用のところ、令和4年度第4回公平委員会会議にご参集いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の会議ですが、職員の勤務条件についていくつか変更等があると伺っておりますので、まずは、その内容について担当所管課である職員課からご説明をいただき、皆様にご確認いただきます。

その後、「木更津市公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則」の制定について、ほか5議題について事務局から説明がございました。

委員の皆様の慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日、委員全員が出席しておりますので、会議は成立ということで報告させていただきます。

次に、会期の決定及び議事録署名人の選出をお諮りさせていただきますが、会期は1日、議事録署名人は委員全員ということでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

ご異議ないようですのでそのように決定とさせていただきます。

では、職員課の方からのご説明お願いいたします。

(廣橋課長補佐)

私の方から定年引上げの制度の概要について、初めにご説明をさせていただきたいと思えます。

資料の方1ページ目をご覧ください。

まず、定年引き上げの概要についてでございますけれども、地方公務員法の一部改正に伴いまして、一般職の職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなりました。

これに伴いまして、関係規定の整備を行いまして、令和5年4月1日から施行いたします。

段階的引き上げの内容でございますけれども、表1をご覧くださいませでしょうか。

令和5年4月1日から令和7年の3月31日までの間で、定年年齢を1歳引き上げまして61歳、令和7年の4月1日から令和9年の3月31日までで62歳、以降、2年おきに1歳ずつ繰上げをいたしまして、最終的に65歳が定年年齢となるような内容になっております。

次に表2の方をご覧くださいと思えます。

こちらが、年度ごとの定年引き上げのスケジュールの表になってございます。

例でございますけれども表の真ん中ちょっと太字が入っているところの下の行が昭

和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの方の例になります。

こちらの方につきましては、来年度60歳を迎えられまして、これまでで言えば、来年度、令和5年度に定年退職ということになる方々なんですけれども、定年年齢が1歳延びまして、令和6年度に61歳で定年退職を迎えられるということになります。

それ以降につきましては、65歳までの間、暫定再任用職員といたしまして、現在も再任用の制度がございますけれども、65歳までは定年後も働いていただけるという制度は、これまでと同様に継続するような形になるものとなっております。

続きまして、資料の2ページの方をご覧くださいと思います。

こちらの方が、定年引き上げに伴う主な変更点となっております。

まず1点目といたしまして、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入がございます。

こちらにつきましては、若手中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体としての活力を維持するため、役職定年制を導入いたします。

具体的に申し上げますと、60歳に達した年度以降、翌年度につきましては、表にありますとおり、表の左側ですね、退職60歳の時に8級だった方につきましては、60歳以降につきましてはその右の欄、5級職ということで、管理監督職の役からは、降りるという形になるものでございます。

続きまして、(2)管理監督職に準ずる職の設置でございます。

先ほども申し上げましたとおり、60歳以降は、原則的には管理監督職の職からは退く形になりますけれども、令和4年度から実施しているんですけれども、特命事項つきのアドバイザーの設置については、引き続き実施をいたしまして、6級の管理職の主幹として格付をする制度を継続したいというふうに考えております。

このアドバイザーの業務内容でございますけれども、これまでの職務経験や政策判断能力を生かし、特命事項や議会对応等に対するアドバイス及び中堅職員の育成等をやっていただくことを想定しております。

次に、3番目の定年引き上げ導入後の働き方についてでございます。

まず1点目として、定年前再任用短時間職員の制度でございますけれども、60歳に達した年度の翌年度以降のその方の定年退職までの間、従来の勤務実績等に基づく選考によりまして、定年前の再任用短時間職員として勤務をすることが可能となる制

度がございます。

これにつきましては、やはり体調ですとか、ご家庭の状況などによりまして、フルタイム勤務ができない方もいらっしゃると思いますので、その方については、一度定年年齢を迎える前に退職をされて、短時間の勤務職員として働くことが可能となる制度になっているものでございます。

続いて、2番目の暫定再任用職員でございますけれども、こちらについては、今もある再任用の制度と同じような制度でございます。65歳が段階的に定年年齢が引き上げされるまでの間、一旦、その方の定年年齢61歳ですとか、62歳ですとかで退職された方が、それ以降65歳までの間、暫定の再任用職員として働くことができるという職の設置になってございます。

次の(4)高齢者部分休業制度の導入でございます。

こちらについては令和5年4月1日施行ということで、条例の方を準備させていただいておりますけれども、国の方からも、高齢者部分休業の制度については、高齢職員の働き方改革を進める中で、制度の創設について推奨を以前からされていたもので、今回定年年齢引き上げの制度と制度の導入とあわせて、休業制度を制定したものでございます。

次に、3ページ目をご覧くださいと思います。

今回、4月1日施行で、先ほどちょっと触れさせていただきました高齢者部分休業の制度の導入とあわせて、3本の条例を制定させていただいたところです。

ひとつ目が、高齢者部分休業制度について先ほど少し触れさせていただきましたけれども、定年年齢前の一定年齢に達する職員について、加齢による諸事情により、勤務時間を減じつつ、定年までの勤務を可能とするものとしたもので、働き方改革に向けた勤務環境の整備改善を図るものでございます。

こちらについては、取得時間については1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1以内で、30分単位で取得することが可能となっているものでございます。

取得の要件につきましては、55歳に達した日以降からその職員の定年退職日まで取得することが可能です。

また、公務の運営に支障がない場合に取得を可能とするということを取得要件としております。

給料につきましては1時間当たりの給与額を減額させていただきます。

次に、自己啓発等休業制度でございます。

こちらの方は、複雑高度化する行政課題に対処していくため、職員の自発性と自主性を積極的に生かし、幅広い能力開発や国際ボランティア等への参加をするため、条例を策定したものでございます。

取得要件につきましては、在職期間2年以上の職員で、公務の運営に支障がなく、かつその職員の公務に関する能力の向上が期待できるものということで、要件を決めさせておりまして、こちらの方は大学に行く場合と、国際貢献活動に参加する場合で、それぞれ2年以内あるいは3年以内ということで、取得期間の方を定めております。

こちらにつきましても、休業期間中の給与は支給をいたしません。

最後、3番目が配偶者同行休業制度でございます。

こちらの方は、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者同行休業の制度を設けたものでございます。

取得要件でございますが、公務の運営に支障がなく、勤務成績を考慮した上で承認するものとしておりまして、任期付職員任期の定めがある職員については、要件から除かせていただいております。

取得要件につきましては3年以内で配偶者が外国で勤務をする場合、あるいは個人が業として行う事業活動、また、大学に相当する外国での就学のために外国に行く配偶者に同行するための休業の制度を認めているものでございます。

給与につきましては、支給しないものとしております。

以上が制度の方の説明になります。

(高橋係長)

続きまして、定年引き上げ制度における給与の取扱いについてご説明いたします。

資料「定年引き上げ制度における給与の取扱いについて」をご覧ください。

まず、「1 60歳に達した職員の給料月額」でございますが、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、「7割水準」となります。

また、カッコ書きにありますとおり、令和4年度から国基準の給料表を使用するよう給料表の改定を行っておりますが、改定後の給料額が引き下がる職員の経過措置として、改定前の額で現給保障の適用を受けている職員については、現給保障額の7

割水準とするものとなります。

具体的な計算方法でございますが、

(1) のとおり、特定日以後は、給料表の級・号給の金額に70%を掛けたものが支給される給料月額となります。

(2) については、管理職であった職員が役職定年により非管理職に降任した場合の給料月額の説明となります。

役職定年により降任した職員の給料月額は、降任前の給料月額の7割となるよう、上記(1)の額に加えて、特定日前の給料月額の7割との差額に相当する額を給料として支給することとなります。

具体例に添ってご説明いたします。

6級85号給で60歳に到達した職員は、役職定年後は降格基準に基づき5級93号給に格付けされることとなります。5級の93号給、393,000円に70%を掛けた275,100円を特定日給料月額としています。

また、降任前の6級85号給、410,200円に70%を掛けた287,100円を基礎給料月額としています。

吹き出しにあります、役職定年により降任する職員は、降任前の給料の70%となるよう、特定日給料月額275,100円に差額分12,000円を加算し、結果として降任前の70%、287,100円が支給されることとなります。

次に(3)給料月額の7割措置の対象とならない10割支給職員でございますが、「職務の遂行上の特別の事情」や「職務の特殊性による欠員補充の困難性」の理由で、60歳を超えて引き続きその職員に管理監督職を担ってもらわないと業務が立ち行かなくなるような場合に、特例として同じ管理監督職への任用が認められており、この場合には7割ではなく、10割支給するというものになりますが、本市の運用ではこういったケースは生じない見込みです。

続きまして、「260歳に達した職員の諸手当」をご覧ください。

諸手当につきましては、①の7割措置後の給料月額に連動し、結果7割で支給されるものと、②の10割で支給されるものとに区分されます。

①の7割措置となる手当といたしましては、地域手当、時間外休日勤務手当、期末勤勉手当、管理職手当が挙げられます。

管理職手当については給料月額に連動する手当ではありませんが、7割措置するも

のとされております。役職定年により基本的には非管理職に降任となることからカッコ書きとしておりますが、アドバイザーとして管理職に任用された場合は7割措置が適用されることとなります。

②の10割支給される手当については一覧に記載しているとおりのとおりとなります。

続きまして、「3 退職手当」をご覧ください。

(1)でございますが、定年引上げ後の退職手当の支給は、引上げ後の定年年齢での退職時に支給されることとなります。なお、引上げ後の定年年齢前に退職し、定年前再任用短時間勤務職員となる場合は退職時に支給されることとなります。

次に(2)は退職手当の計算方法の説明となります。

退職手当については、退職時の給料月額を基本として計算されるものですが、定年引上げに伴い先ほどご説明したとおり、7割措置や役職定年による降任により退職時の給料月額が下がることになるため、職員の不利益とならないようピーク時特例の適用対象とされております。

具体的には、60歳時の給料月額(A)がピークとなることから、従来どおり60歳までの勤続期間(□)をもとに計算をします。

次に、60歳以降の期間分として、65歳時の給料月額(B)に対し、勤続期間(イー□)の期間に応じて計算を行い、この2つの計算結果を合算したものが退職手当として支給されます。

ご注意いただきたい点として、四角で囲っていますが、退職手当の支給率は勤続35年が上限となり、それ以降は同率となるため、60歳時点で勤続35年を満たしている場合はその後の期間に対する加算額は無いこととなります。

次に(3)ですが、「60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定される」につきましては、60歳以後に引上げ後の定年年齢前に退職したとしても、自己都合等ではなく定年退職の支給率が適用されるものでございます。

次に(4)につきましては、現行制度で行っている、勸奨退職として50歳から59歳の間で退職した場合の割増は、当分の間、継続されるものとなります。

続きまして、「4 定年前再任用短時間制度・暫定再任用制度」をご覧ください。

(1)でございますが、定年前再任用短時間職員、また暫定再任用職員の給与については、基本的に現行の再任用職員の給与と同様の仕組みとなります。

行政職給料表の各級に給料月額を定めており、フルタイムの場合は給料表に定めている給料月額が基本となり、短時間勤務職員の場合は給料表の給料月額を一週間あたりの勤務時間で調整したものが支給される給料月額となります。

次に（２）定年前再任用短時間勤務職員の格付け級でございますが、現行の再任用短時間勤務職員と同様、３級への格付けとなります。

次に（３）暫定再任用職員の格付け級でございますが、表の太枠部分をご覧ください。

定年年齢から６５歳までの間の暫定再任用職員の格付け級については、フルタイム職員の場合は６０歳前の職務級に応じて５級から３級に格付けされることとなります。

また、下の※印のとおり短時間職員の場合は現行の再任用短時間職員と同様、一律３級に格付けとなります。

下段に参考として、定年引上げに伴う各制度の年収比較を記載しております。

左側が６０歳前の各役職に応じた年収、真ん中の表が６０歳到達後から定年年齢までの７割水準となった場合の年収、右側が定年後に暫定再任用フルタイムとなった場合の年収となっており、年齢に応じて右側へスライドしていくイメージになります。

真ん中の表の太枠で囲った部分になりますが、定年引き上げ後の７割水準となった場合の年収と暫定再任用との年収を比較したものととなります。

７割水準の給与額については、これまでの再任用制度と比べると概ね３割程度、給与面での処遇がアップすることになります。

最後に、「５６０歳に達した職員の昇給制度について」をご覧ください。

６０歳に達した職員の昇給については、国、県の取扱いを踏まえ、６０歳到達後の昇給は原則停止となります。

以上が給与関係の説明となります。

（委員長）

ありがとうございました。何かご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

（露崎委員）

新しい制度、３つで取得要件が、公務の運営に支障がないというのは、３件すべてそろっているんですが、かなり厳しい条件かなと思うのですが、見込みとしてどのくらい見込んでいるんですか。

(廣橋課長補佐)

休業制度の取得ですが、今のところまだ相談がある職員は、配偶者同行休業の制度について1件、ございます。自己啓発休業と高齢者休業の方はまだ相談はございません。

おっしゃるとおり、人員がなかなか不足している中で、公務に支障がないという判断がなかなか難しいので、何人かいうところの想定は具体的にはしてないんですけども、相談があれば所属の方と相談をしながら、認めていければなど考えております。

(露崎委員)

会計年度任用職員の給料表の改定は、あくまでもフルタイムの職員ということによってよろしいでしょうか。

(高橋係長)

会計年度任用職員の給料の関係につきましては、フルタイムもパートタイムもその給料表をベースに計算してまして、フルタイムの場合ですとその給料表の金額のとおりですが、パートタイム方の場合ですと、フルタイムの月額を時給ベースに割り返したものをもとに支給してしますので、この改定の影響はパートタイムの方にも引き上げの対象となるものです。

(委員長)

定年引上げは、地方公務員法の一部改正に伴うものということですが、細かい部分、例えば定年前再任用短時間職員を設けるですとか、退職金の計算方法ですとか、諸規定ございますけれども、こういったあたりは法によるものなのか、規則によるものなのか、あとガイドライン等によるものなのかということと、あとは自治体によってある程度の裁量があつてついでいうところでやってらっしゃっているのか、そのあたり教えていただければと思います。

(廣橋課長補佐)

制度の方につきましては、再任用短時間職員であるとか暫定再任用職員というのは、法に基づいたものでございますので全国一律の制度となっております。

この中で、管理監督職に準ずる職の設置というのは、各自治体の状況に応じて、管理職の職を定めてもいいというのは、自治体の裁量というのが認められておりますけれども、概ねその他の職の設置などは、全国一律の制度になっております。級につき

まして7割支給というのも決められておる制度でございますので、基本的にはどの自治体も同じ内容となっております。

(委員長)

市としては、特命事項つきアドバイザーの設置とかっていうあたりで独自にお考えになって判断された部分があるということですかね。

(廣橋課長補佐)

はい、そうです。

(委員長)

役職定年ということなんですけどここで言う役職っていうのは6ページに書いてある、部長から係長までっていうことなんでしょうかね。

(廣橋課長補佐)

本市の場合、役職というのが、6級職以上が管理職という位置付けをしております、6級が課長、課長補佐、7級が次長、課長ということで職名を決めておりますが、ここでは6級以上が管理監督職ということで、5級以下の職についていただくという想定としております。

(委員長)

係長という形で部下を持つみたいの方もいらっしゃるってことなんでしょうかね。

(廣橋課長補佐)

はい、そうです。

(委員長)

5ページの退職手当のところの(3)のところ、当分の間、退職時を定年退職として書いてあるのですが、ある程度時間が経つと他の事由とかも考えられるということでしょうか。

(廣橋課長補佐)

退職手当は、本市の場合、千葉県総合事務組合というところで共同処理をさせていただいておりますので、その条例にのっとって支給の方をしているんですけども、65歳の定年が完成した後は、事由の方が変わるのでないかと思います。

65歳前が定年前退職という位置付けが、本来であるかと思っておりますので、令和13年度までは今の運用ですけども、令和14年度以降は、千葉縣市町村総合事務組合の状況で、変更になるかもしれないというところでございます。

(委員長)

そうすると、定年退職じゃなくて自己都合とかっていうことになるかもしれないということですかね。

(廣橋課長補佐)

はい、そうです。

(川名委員)

現行でも、年齢によって役職につかれていた方もいらっしゃると思うんですけども、今までそのような位置付けにいた方が、どのように行動されるかっていうのをすごく大きなポイントだと思うんですけども、それについての対応っていうのは考えられていますか。

(廣橋課長補佐)

役職に就かれていた方が、いちスタッフという働き方ですと、立場が変更になるかどうかと思いますので、なられる方も、課員の方も、戸惑いがあると聞いておりますので、定年を迎えられた方が役職定年で行かれるポストの決まりはないのですが、運用しながら考えていきたいと思います。

(委員長)

他にご質問がなければ、ご説明は以上ということで承りました。

職員課の方々、ありがとうございました。

では、次に次第4の議題に入ります。議題(1)からお願いします。

(高梨書記)

議題(1)「木更津市公平委員会の所管に係る木更津市個人情報の保護に関する法律等施行規則」の制定について」ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

令和3年に「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴いまして、従来、個々の地方公共団体で定めていました

個人情報保護制度が令和5年4月から全国的な共通ルールのもとに運用されていくことになりました。

本市におきましては、平成11年に個人情報保護条例を制定し、制度を運用してきたところでございますが、これについても法の下に統合させることとなり、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため、令和4年12月市議会

定例会において「木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例」が可決され、令和5年4月1日から施行されます。

また、条例のほか、個人情報に関する規則等も併せて整備が行われることになりました。これら法令等の整備に伴いまして、公平委員会が管理する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項は、木更津市個人情報の保護に関する法律等施行規則の例によることを規定する新たな規則を制定しようとするものでございます。

本規則は、令和5年4月1日から施行し、現在制定しております「木更津市公平委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則」は、廃止いたします。

本日の会議で承認が得られましたら、本案のとおり公布いたします。

(委員長)

議題(1)について質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、承認決定ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

議題(2)をお願いします。

(高梨書記)

議題(2)「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定について、ご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

公平委員会では、地方公務員法第52条第3項及び第53条第4項の規定に基づき管理職員等の範囲を規則で定め、職員組合が適正な職員で組織されているかの審査を行っております。

今回、職の位置付けの見直しにより、図書館副館長を非管理職に変更するため、規則を改正するものでございます。

本規則は、令和5年4月1日から施行いたします。

本日の会議で承認が得られましたら、本案のとおり公布いたします。

(委員長)

副館長という職が削られるという趣旨をもう少しご説明いただけますでしょうか。

(曾田書記長)

副館長を削る趣旨というところですが、人員が削減されていて、スリム化を図っていくというところがひとつ、それから、今までいた副館長が違う部署に異動してしましまして、現実的にいなくなってしまうというこの2点から今回こういった改正をお願いするものでございます。

(川名委員)

今、スリム化ということで削減によるものであるということですが、副館長のお仕事をなされる方がいなくなっても支障はないのでしょうか。

(曾田書記長)

この館長と隣に書いてある主幹という職員で図書館の方は運営していきますので、副館長という職がなくても差し支えはないというのが、今のところの判断です。

(露崎委員)

木更津市も電子図書の貸出しをやっているかと思うのですが、こういったものが進んでいる中で、人員を削っていくというのもあるのでしょうか。

(曾田書記長)

電子図書の導入とこのスリム化というのは、直接は関係がないのですが、一般的にそういったものが進むと、職員の削減に繋がっていくのではないかと思いますので、この先進んでいき、物理的な本がなくなっていけば委員がおっしゃるとおりになるではないかと思います。

しかし、今回の改正については、直接は結び付くものではございません。

(委員長)

職員課で所管している規則の方で副館長がなくなるから、こちらの方も削るということによろしいでしょうか。

(曾田書記長)

はい、そのとおりです。

(委員長)

わかりました。

他にご質問がなければ、承認させていただきますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、本規則も承認ということで、承知いたしました。

では、議題（３）をお願いします。

(高梨書記)

議題（３）「「木更津市職員の苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則」の制定について」、ご説明いたします。

資料４ページをご覧ください。

公平委員会では、地方公務員法第８条第２項第３号の規定に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に関し、必要な事項を規則で定めております。

第２条第２号において、離職した職員が再任用に関する苦情相談を規定しており、

「１ 勤務条件の説明」の「（２）定年引上げ制度について」でご説明のありましたとおり、一般職職員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴いまして、関係法令等の整備から行われたことから、関係規則について整備を行おうとするものでございます。

本規則は、令和５年４月１日から施行しようとするものでございます。

本日の会議で承認が得られましたら、本案のとおり公布いたします。

(委員長)

今のご説明についてご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですかね。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、承認ということで決定とさせていただきたいと思います。

次に、議題（４）をお願いします。

(高梨書記)

続きまして、議題（４）「市長と木更津市公平委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議について」ご説明いたします。

資料６ページをご覧ください。

地方自治法第１８０条の２において、市長の権限に属する事務の一部を委員会へ、

同法第180条の7において委員会の権限に属する業務の一部を市長へ委任又は補助執行させることが規定されており、本協議は、双方の事務の補助執行について規定しているところでございます。

議題(1)と同様、個人情報保護に関する法令等の整備に伴いまして、協議の内容について整備を行うため、新たな「市長と木更津市公平委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」を市長と合意しようとするものでございます。

新たな協議の合意に伴いまして、平成15年9月12日に合意いたしました現行の協議は、廃止いたします。

本日の会議で承認が得られましたら、市長部局へ協議の依頼をいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

地方自治法第180条の2と180条の7とは、どのような規定なのでしょうか。

(高梨書記)

例えばですが、予算の執行権限については、原則として市長の権限となっているところでございますけれども、公平委員会の予算に関する予算執行の事務を市長から公平委員会の方に委任をさせていただいております。

反対に、公平委員会で行わなければいけない、情報公開の事務手続きですとか、個人情報の開示請求があった場合に、そういった事務の一部の方を市長部局の方に事務を補助執行してもらってるというふうに、規定をしているところでございます。

(委員長)

そうすると、地方自治法第180条の2及び180条の7の規定っていうのは、包括的に相互に補助執行事項を定めることができるような、そういう条文になっている趣旨ですか。

(曾田書記長)

そのとおりでございます。

(委員長)

それに基づいてこの2点を今までやっていて、これからもやるのですが、内容が、個人情報等の情報公開制度の関係で、修正が必要だからこれあげましたということでもよろしいでしょうか。

(曾田書記長)

おっしゃるとおりでございます。

(委員長)

この件について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

これは、規則を定めるということではなく、この内容について、市長と協議するので、よろしいかということでよろしいのですよね。

(曾田書記長)

はい、この後、市長と協議をいたします。

(委員長)

わかりました。では、承認をいうことでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、本件は、承認に足しますので、協議を進めていただくようお願いいたします。
議題(5)をお願いします。

(高梨書記)

議題(5)「令和4年度事業報告について」ご説明いたします。

資料9ページをご覧ください。

はじめに連合会関係でございますが、千葉県市町村公平委員会連合会役員会及び総会、全国公平委員会連合会関東支部総会並びに全国公平委員会連合会通常総会は、それぞれ書面決議にて実施されました。

本市公平委員会といたしましては、7月に第1回、8月に第1回の会議を書面決議にて、第3回は令和4年10月17日に駅前庁舎 会議室・防災室にて実施いたしました。

そして、第4回の会議につきましては、本日実施しているところでございます。

また、今年度につきましては、職員からの苦情の相談が1件ございました。

その他、職員の給与、勤務条件の措置の要求、不利益処分に対する審査請求については、ございませんでした。

(委員長)

ただ今の説明について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、本件について承認といたします。

議題の(6)をお願いします。

(高梨書記)

続きまして、議題(6)「令和5年度事業計画について」

ご説明いたします。

資料11ページをご覧ください。

はじめに連合会関係でございますが、4月に千葉県市町村公平委員会連合会総会及び研究会が開催される予定でございましたが、総会は書面決議で実施することとなり、研究会は中止となりました。

5月11日には、全国公平委員会連合会関東支部総会及び第1回研究会が開催される予定でございます。

7月27日及び28日には、全国公平委員会連合会本部研究会が2日間にわたって、開催されます。

10月には、11日に全国公平委員会連合会関東支部第2回研究会が、27日に全国公平委員会連合会通常総会が開催されます。

次に、本市公平委員会関係ですが、8月には、本市の職員組合の役員選挙が行われるため、今年度同様に、職員団体登録事項の変更に関する審査をお願いする予定でございます。

会議開催日は未定となっておりますが、8月下旬を予定しております。

次に令和6年3月には、年度末の報告や、次年度計画などのため、2回目の開催を予定しております。

そのほか、職員から苦情の申立て等がございましたら、随時開催させていただくこととなります。

なお、大変恐縮ですが、5月11日の全国公平委員会連合会関東支部総会及び第1回研究会については、川名委員に、7月7日及び8日の全国公平委員会連合会本部研究会については、7日は川名委員に、8日は露崎委員に、10月11日の全国公平委

員会連合会関東支部第2回研究会には露崎委員に、10月27日の全国公平委員会連
合会通常総会には渡邊委員長に御出席いただきたいと存じます。

(委員長)

ただ今の説明について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(川名委員)

質問ではなく、お願いでございますが、10月と5月の出席を露崎委員と代えてい
ただいてもよろしいでしょうか。

(露崎委員)

私の方も任期が9月までですので、5月の方がよろしいかと思っておりますので、それで
お願いいたします。

(委員長)

では、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(露崎委員)

7月の会議ですが、資料の日付で異なっているのですが、27日と28日でよろし
いのでしょうか。

(高梨書記)

すいません、27日と28日が正しいです。

(露崎委員)

実際に会議が開催されるかどうかは、コロナウイルスの関係でまだわからないです
よね。

(鈴木書記)

はい、まだ未確定な部分はございますので、また連絡がありましたら、皆様にお伝
えしたいと思います。

(委員長)

10月11日は、負担金がないということになっておりますが、これはどのように
決まっているのでしょうか。

(鈴木書記)

10月11日は、午後からの会議となりますので、昼食の提供がないということで

このようになっております。

(露崎委員)

4月の会議の書面開催は、コロナの影響ということでよろしいでしょうか。

(高梨書記)

はい、そのとおりでございます。

(委員長)

議題(6)について、他にご質問はございませんでしょうか。

なければ、本件の承認ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、本件も承認いたします。

すべての議題は終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年度第4回木更津市公平委員会会議を終了させていただきます。

上記会議録を証するため、下記署名をいたします。

令和5年3月30日

委員長

渡邊 秀孝

委員

露崎 和夫

委員

川名 真木子